

香川県からの入漁に係る広島県漁業調整規則第 11 条の  
規定に基づく制限措置など

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第70条及び広島県漁業調整規則（令和2年広島県規則第67号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業のうち、広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定に係る漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び申請期間等を次のとおり定める。

令和6年3月1日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1)瀬戸内海機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
二そういわし船びき網漁業	古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以东の広島県海面	7月1日から12月31日まで	— ※1	10トン未満 ※2	54	広島・香川連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者（以下「入漁協定参加者」という。）であって、香川県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

※1 令和2年農林水産省告示第2230号の規定により143キロワット（50馬力）以下

※2 省令第70条第1項第3号の規定により5トン以上

(2)小型機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第2種えびこぎ網漁業	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。	1月1日から12月31日まで	— ※1	5トン未満	320	入漁協定参加者であって、香川県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。
手繰第3種けた網漁業 戦車こぎ網漁業	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。ただし、福山市走島、同市宇治島及び同市横島の距岸500メートル以内の	12月1日から翌年3月31日まで				

	海面を除く。					
--	--------	--	--	--	--	--

※1 令和2年農林水産省告示第2230号の規定により48キロワット（15馬力）以下

(3) ごとち網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
一そうローラーごとち網漁業	旧備後海区海面（三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）	4月20日から5月31日まで	48キロワット（15馬力）以下	5トン未満	3	入漁協定参加者であって、香川県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(4) 流し刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
さわら流し刺し網漁業	旧備後海区海面（三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）	4月20日から6月20日まで	定めない	定めない	19	入漁協定参加者であって、香川県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。
まながつお流し刺し網漁業		6月21日から10月31日まで				

(5) 袋待網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いかなご袋待網漁業	旧備後海区海面（三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）	3月1日から3月31日まで	定めない	定めない	8	入漁協定参加者であって、香川県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(6) たこ壺漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	総トン数	推進機関の馬力数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
たこ壺漁業	田島東端から円上島見通し線以東の広島県海面	5月1日から12月31日まで	定めない	定めない	9	入漁協定参加者であって、香川県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

2 許認可を申請すべき期間

公示の日から令和7年3月31日まで

### 3 条件

#### (1)二そういわし船びき網漁業

- ア 日没から日の出までは、操業してはならない。
- イ つぼ網の定置場所から、1,000メートル以内の区域では操業してはならない。
- ウ 袋網の網目は、もじ網50センチメートルにつき80経（羽）より荒いものを使用してはならない。
- エ いわし以外を漁獲目的としてはならない。

#### (2)えびこぎ網漁業

- ア 別記1の禁止区域においては、操業してはならない。
- イ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。
- ウ 14メートル以上のビームを使用してはならない。
- エ ビームと手木（手木がない場合は袖網の袖口）の間を6メートル以上離してはならない。
- オ ビームと手木は、直結してはならない。
- カ ビームが、操業中に海底をかく役目をするものであってはならない。
- キ 沈子網のほかにオドシを取りつけてはならない。
- ク 曳網（又綱）は、ビームと連結しなければならない。
- ケ 浮子網（上綱）は、ビームにかぶさってはならない。
- コ 手木の部分の高さ又は袖網の袖口（沈子網から浮子網までの高さをいう。）が1メートル以下でなければならない。

#### (3)けた網漁業、戦車こぎ網漁業

第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

#### (4)一そうローラーごち網漁業

- ア 別記2の禁止区域においては、操業してはならない。
- イ 別記3の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。

#### (5)さわら流し刺し網漁業

- ア 網丈は、25メートル以内でなければならない。
- イ 網の長さは、600メートルを超えてはならない。
- ウ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。
- エ 網目は、9.09センチメートル（3寸）より荒く、13.03センチメートル（4寸3分）より細かなければならない。
- オ 4月20日から6月15日の期間内に、つぼ網漁業を内容とする第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。
- カ 午前5時から午後6時までの間は、操業してはならない。

#### (6)まながつお流し刺し網漁業

- ア 網丈は、25メートル以内でなければならない。
- イ 網の長さは、600メートルを超えてはならない。
- ウ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。
- エ 網目は、15.15センチメートル（5寸）より荒いものでなければならない。
- オ 日の出から日没までの間は操業してはならない。

#### (7)たこ壺漁業

距岸1,000メートルを超えて操業してはならない。

4 その他

この公示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日又は許可の日のうちいずれか遅い日から、令和6年度の漁業時期の末日又は令和7年3月31日のうちいずれか早い日までとする。

別記1（えびこぎ網の禁止区域）

禁 止 区 域	
1	<p>次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オを順次結んだ2直線、オ・カを福山市仙酔島及び同市つつじ島の東回りに距岸 500 メートルで結んだ線、カ・キを結んだ直線、キ・クを距岸（同市津軽島及び同市玉津島を含む。）500 メートルで結んだ線、ク・ケを結んだ直線、ケ・コを同市内海町田島及び同町横島の南回りに距岸 500 メートルで結んだ線、コ・サ・シ・スを順次結んだ3直線、ス・セを尾道市百島の西回りに距岸 500 メートルで結んだ線、セ・ソを結んだ直線、ソ・タを同市向島町向島の南回りに距岸（同町上江府島及び同町下江府島を含む。）500 メートルで結んだ線、タ・チ・ツ・テ・トを順次結んだ4直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域</p> <p>ア 三原市と竹原市との最大高潮時海岸線における境界</p> <p>イ 愛媛県大三島鳥取鼻</p> <p>ウ 福山市箕島町箕島沖埋立地の船だまりの南西角から護岸沿い南東へ1,270メートルの点</p> <p>エ 福山市田尻町と同市鞆町との最大高潮時海岸線における境界から岡山県問島の高を見通す線上1,500メートルの点</p> <p>オ 福山市鞆町原漁港南側埋立地護岸南端（付け根）から護岸沿い北東へ36メートルの点（護岸曲り角）から同市箕島町箕島沖埋立地南角を見通す線と同市仙酔島距岸500メートルの線との交点</p> <p>カ 福山市仙酔島島の口岬鼻から同市沖のハチカサノ瀬灯標を見通す線と距岸500メートルの線との交点</p> <p>キ 福山市鞆港東側防波堤突端から同市鴻の石灯標を見通す線と距岸500メートルの線との交点</p> <p>ク 福山市沼隈町阿伏見観音突端から香川県円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点</p> <p>ケ 福山市内海町田島南東端から香川県円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点</p> <p>コ サから愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と距岸500メートルの線との交点</p> <p>サ 福山市内海町横島南西端</p> <p>シ 福山市内海町当木島北端</p> <p>ス 尾道市百島彦崎からシを見通す線と距岸500メートルの線との交点</p> <p>セ 尾道市百島女男石鼻から同市向東町女法崎を見通す線と距岸500メートルの線との交点</p> <p>ソ 尾道市向東町女法崎から同市百島女男石鼻を見通す線と距岸500メートルの線との交点</p> <p>タ 尾道市向島町観音崎から同市因島鏡浦町梶ノ鼻を見通す線と距岸500メートルの線との交点</p> <p>チ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻から同市向島町観音崎を見通す線上500メートルの点</p> <p>ツ 尾道市因島三庄町白滝鼻からシを見通す線上500メートルの点</p> <p>テ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻東端からトを見通す線上500メートルの点</p> <p>ト 愛媛県百貫島の高</p>
2	<p>福山市内海町当木島、同市走島（同市加治屋島を含む。）、同市宇治島、同市袴島の距岸500メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びに尾道市向東町加島の距岸200メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1の海域を除く。</p>

別記2（一そうローラーごち網の禁止区域）

次のア・イを結んだ直線、ウ・エを結んだ直線、エ・オを尾道市瀬戸田町高根島及び同町生口島の西回りに距岸500メートルで結んだ線、オ・カを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- ア 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- イ 三原市鷺浦町須ノ上港南側防波堤南側付け根
- ウ 三原市鷺浦町和霊石の鼻
- エ 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻からウを見通す線と距岸 500 メートルの線との交点
- オ カから愛媛県岩城島新城鼻を見通す線と距岸 500 メートルの線との交点
- カ 尾道市瀬戸田町と同市因島原町との最大高潮時海岸線における境界

別記 3 (一そうローラーごち網の禁止期間及び禁止区域)

禁止期間	禁 止 区 域
11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	<p>次のア・イを結んだ直線以東、ウ・エ・オ・カ・キを順次結んだ 4 直線以西、ク・ケを結んだ直線以南の海域で、最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 尾道市因島原町と同市瀬戸田町との最大高潮時海岸線における境界</li> <li>イ 愛媛県岩城島新城鼻</li> <li>ウ 愛媛県弓削島京の小島</li> <li>エ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻東端から愛媛県百貫島灯台を見通す線上 100 メートルの点</li> <li>オ 尾道市因島三庄町白滝鼻から愛媛県百貫島灯台を見通す線上 100 メートルの点</li> <li>カ キから福山市内海町当木島南端を見通す線上 100 メートルの点</li> <li>キ 尾道市因島坊地島鼻</li> <li>ク 尾道市因島田熊町と同市因島西浦町との最大高潮時海岸線における境界</li> <li>ケ 尾道市因島洲江町と同市瀬戸田町との最大高潮時海岸線における境界</li> </ul>
7 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	<p>次のア・イを結んだ直線、ウ・エを結んだ直線、オ・カを結んだ直線、カ・キを距岸 300 メートルで結んだ線、キ・クを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 尾道市浦崎町戸崎の鼻北端</li> <li>イ 尾道市向東町大磯鼻東端</li> <li>ウ 尾道市向島町布刈鼻</li> <li>エ 尾道市向島町岩子島鶏小島の鼻</li> <li>オ 三原市筆影山（犬吠山）から尾道市向島町岩子島西岩岳三角点を見通す線と岩子島の最大高潮時海岸線との交点</li> <li>カ 三原市筆影山（犬吠山）からオを見通す線と同市貝野町における距岸 300 メートルの線との交点</li> <li>キ クから三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点</li> <li>ク 三原市須波西町 J R 呉線青木トンネル西口前護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ 85 メートルの点</li> </ul>